

令和４年度第１回富田林市都市計画審議会 議事要旨

令和４年８月４日開催

会長及び副会長の選任

会長及び副会長について、以下のとおり選任しました。

会長：増田 昇、副会長：置田 修

議案

- ・議第１号 南部大阪都市計画錦織北二丁目第２地区における地区計画について（付議）
都市計画法第２１条の２に基づき提案のあった標記の地区計画について、原案のとおり可と答申されました。

- ・名 称：南部大阪都市計画錦織北二丁目第２地区計画
- ・位 置：富田林市錦織北二丁目地内
- ・計画区域面積：約３．１５ｈａ
- ・建 物 用 途：物品販売店舗、飲食店、これらに付属する事務所、
自動車車庫、倉庫業を営まない車庫
- ・地 区 施 設：道路、調整池

- ・議第２号 特定生産緑地の指定について（諮問）

生産緑地法の改正により創設された「特定生産緑地制度」について、特定生産緑地の受付期間に行った対応やこれまでの経過、今後の流れ等について説明し、生産緑地法第１０条の２第３項の規定に基づき、都市計画審議会に意見を伺い、「意見なし」とのご意見を頂きました。

報告

- ・報告１ 立地適正化計画について

進行する人口減少社会において、持続可能な都市づくりを進める為に居住誘導区域や都市機能誘導区域等を定める立地適正化計画制度について、これまでの経過や作成した計画（素案）の概要について報告しました。

- ・報告２ 南部大阪都市計画の中野町一丁目地区地区計画について

「南部大阪都市計画の中野町一丁目地区地区計画」について、以下の提案内容を報告すると共に、これまでの協議経過及び今後の流れ等について説明しました。

- 名 称：南部大阪都市計画の中野町一丁目地区地区計画
- 位 置：中野町一丁目地内
- 計画区域面積：約１．７ｈａ
- 建 物 用 途：物品販売店舗等
- 地 区 施 設：緑地、緑道、調整池